

平成26年第3回安城市議会定例会請願文書表

平成26年9月1日

番 号	請 願 第 3 号	受理年月日	平成26年7月31日
件 名	手話言語法（仮称）の制定を求める意見書の提出を求める請願		
提 出 者	安城市聴覚障害者福祉協会 会長 福 島 義 民		
紹介議員	近 藤 正 俊		
付託委員会	経済福祉常任委員会		
要 旨	<p>請願の趣旨</p> <p>手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語です。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。</p> <p>しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があります。</p> <p>2006（平成18）年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されています。</p> <p>障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成23）年8月に公布・施行された「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。</p> <p>また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。</p> <p>よって、地方自治法第124条の規定により、下記のとおり請願いたします。</p> <p>請願事項</p> <p>手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定するよう、国に対し、意見書を提出してください。</p>		